

答 申 書

葉山町長 山 梨 崇 仁 殿

葉山町個人情報保護審査会 会長 相 川 忠 夫

当審査会は、平成26年3月24日、実施機関（葉山町長）から、子育て世帯臨時特例給付金の給付事務を執行するため、葉山町（以下「町」という。）の保有する児童手当に関する個人情報を目的外利用すること、および、当該情報の目的外利用について本人通知を省略することについて諮問を受け（葉子育第451号）、審議した結果、次のとおり答申する。

一 答申

当審査会は、実施機関が、子育て世帯臨時特例給付金の支給業務を処理するため、本人（情報主体である町民）の同意を得ることなく、町の保有する児童手当に関する個人情報を利用することができるかと判断する。ただし、個人情報を目的外利用した旨を本人に通知することは、省略すべきでない。

二 理由

1 子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯臨時特例給付金（以下「特例給付金」という。）は、平成26年4月からの消費税率引上げが、子育て世帯に及ぼす影響を緩和し、子育て世帯による消費の下支えを図る観点から、臨時的に実施される給付措置である（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年8月22日法律第68号）第7条第1号ハ、平成25年10月1日閣議決定、同年12月5日閣議決定）。その具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 実施主体

市町村（特別区を含む。）が、特例給付金の実施主体となる。ただし、その費用は、国が全額を負担する。

(2) 支給対象者

特例給付金は、平成26年1月1日を基準日として、①同年1月分の児童手当の受給者であって、②平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないものを対象として、実施される。ただし、基準日に支給要件を満たしている場合であっても、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の支給要件も満たす者については、臨時福祉給付金を加算する形で調整され、特例給付金の支給対象者から除外される。また、生活保護の被保護者等も、保護の実施基準等の改定によって対応措置が執られ、特例給付金の支給対象者から除外される。

### (3) 支給額

特例給付金の支給額は、対象手当の対象となる児童1人につき、1万円を支給する。特例給付金は、1回限りの臨時給付金であって、児童手当の上乗せではない。

### (4) 支給手続

特例給付金は、支給対象者からの支給申請を前提にして支給される。特例給付金の支給を希望する者は、平成26年1月1日時点の住所地の市町村に対し、支給の申請をする。申請を受けた市町村は、申請者について、児童手当の受給状況、平成25年の所得、臨時福祉給付金の受給資格等に関する情報を考慮して、支給要件を満たすかどうかを審査する。審査の結果、支給要件を満たすと判断したときは、当該申請者に対し、特例給付金を支給する。

## 2 町における特例給付金の支給

町では、子ども育成課が主管課となり、特例給付金の支給業務を処理する。その実施に当たっては、1(4)で見たように、特例給付金の支給申請者について、支給要件を満たすかどうかを審査しなければならない。そのためには、①申請者の氏名、住所地、性別、生年月日(年齢)に基づいて、基準日である平成26年1月1日の時点で児童手当の受給者であったかどうかを確認した上で、②平成25年度の所得額を考慮しなければならない。

それゆえ、実施機関は、特例給付金の支給申請と同時に、こうした情報を収集し、または、既に収集している情報を目的外利用することについて、当該申請者から同意を得る必要がある。これに同意しない申請者については、申請要件の審査ができない(要件を満たしていることを確認できない)ため、実施機関は、特例給付金の支給を拒絶することになる。また、そもそも支給申請をしない者に対しては、特例給付金の支給をすることができない。

そこで、実施機関は、支給対象者が確実に特例給付金の支給を受けられるようにし、かつ、町の事務手続の便宜を図る観点から、事前に同年1月分の児童手当の受給者を抽出した上で特例給付金支給申請書を作成し、これを利用して支給申請をしてもらうことにしている。これには、次の作業が必要となる。

第一に、既に保有している児童手当の受給者に関する情報を利用して平成26年1月分の児童手当受給者リストを作成すること。これによって、「同年1月分の児童手当の受給者であること」という支給要件①を満たす者だけを一覧化できる。この作業を経て、実施機関は、児童手当の受給者の氏名、住所等の情報が記載された支給申請書を作成し、町宛の返信用封筒を同封して郵送する。これによって、児童手当の受給者は、特例給付金の存在および給付金の支給要件を確実に知ることができる。

第二に、この申請書を使用して実際に支給申請をした者について、税務課が保有している平成25年の所得情報と照合して、所得制限額以上の者を除外すること。これによって、「平成25年の所得が児童手当の所得制限に満たないこと」という支給要件②を満たす者だけを抽出することができる。

このようにして、実施機関は、個別的な審査の時間を短縮して、迅速・確実に特例給付金の支給を実施することができる。

### 3 当審査会の審査対象

2で見たように、実施機関は、特例給付金の支給に当たって、事前に児童手当の受給者を抽出する方法を採用したいと考えている。そのためには、既に収集している児童手当の受給者に関する情報を利用する必要がある。

しかし、特例給付金は、児童手当の上乗せでない臨時的な給付金であり、児童手当の受給者に関する情報は、特例給付金の支給業務のために収集された情報であるとは言えない。それゆえ、こうした情報の利用は、葉山町個人情報保護条例（平成11年12月20日条例第16号。以下「町条例」という。）第9条が原則として禁止する個人情報の目的外利用に当たることになる。

そこで、当審査会としては、第9条第1項各号が許容する例外的な場合に該当するかどうかを審査しなければならない。さらに、同条第2項に基づき、本人への通知を省略することが許容されるかどうかを審査しなければならない。

### 4 当審査会の判断

#### (1) 目的外利用される情報

実施機関は、児童手当受給者に関する具体的な情報として、住所、氏名、性別、生年月日（年齢）を列記している（以下「本件各情報」という。）。

#### (2) 目的外利用の問題点と町条例の定め

本件各情報は、児童手当を支給するために必要な情報として収集されたものであり、本来的には、これと異なる目的のために利用されることを予定していない。また、本件各情報があれば、誰が児童手当を受給しているかも特定される。

本件各情報が他の目的のために利用されるならば、本人の尊厳を損なうおそれがあるかもしれない。町も、当該町民に関する正確な状況を把握できず、不適切な行政活動を誘発する原因となるかもしれない。こうしたことを考慮して、町条例第1条は、「個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定める」ことによって、「個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な町政の推進に寄与することを目的とする」と定めている。

他方、現在の行政活動は多岐にわたっており、町民に関する同一の情報が、複数の分野において必要とされる場合も珍しくない。こうした場合に、逐一、本人の同意を得る必要があるとするならば、それぞれの行政活動を遂行するための時間的・事務的な負担が増大する。場合によっては、町民と町の負担が増大するだけで、町条例が目的とする個人情報の保護に寄与することがなく、行政活動の停滞のみがもたらされる場合もありうる。

このような個人情報保護の必要性和行政活動の効率性確保の要請とを勘案して、町条例第9条第1項各号は、次のように定めて、個人情報の目的外利用が許容される場合を明らかにしている。

「(1) 法令の規定に基づき利用し、又は提供するとき。

(2) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて利用し、又は提供するとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき。」

### (3) 本件各情報の同項第 1 号～第 3 号該当性

特例給付金は、1 で見たように、消費税率引上げによる影響の緩和を目的として実施される臨時的な給付措置であり、法律上の根拠を有するものである。しかし、法律には、児童手当受給者に関する情報を目的外利用することを許容する規定は存在していない。町条例第 9 条第 1 項第 1 号には該当しない。

また、本件では、本人の同意を得ることなく、児童手当受給者に関する情報の目的外利用が許容されるかどうかを諮問されている。諮問の趣旨から、同項第 2 号に該当しないことは明らかである。

さらに、特例給付金は、子育て世帯の受ける影響を緩和することが目的とされ、その早期実施が望まれるところではあるが、同項第 3 号が定める「財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要がある」とは、どうてい考えることができない。

それゆえ、当審査会としては、同項第 4 号に基づいて、同項第 1 号～第 3 号のいずれにも該当しないが、特例給付金の支給業務のために特に必要性があり、町民の個人情報保護の観点から問題が生ずると考えられるか否かを判断すべきこととなる。

### (4) 同項第 4 号に関する判断

#### ①本件各情報の目的外利用について

住所、氏名、性別、生年月日（年齢）は、住民票の記載事項である（住民基本台帳法（昭和 42 年 7 月 25 日法律第 81 号）第 7 条第 1 号～第 3 号参照）。同法第 1 条によれば、これらの情報は、「住民の居住関係の公証……その他の住民に関する事務の処理の基礎」とされ、「住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資する」と定められている。それゆえ、本件各情報は、個別に見るならば、住民票に基づく情報として、特例給付金の支給業務のために利用することが可能である。

しかし、本件各情報は、平成 26 年 1 月 1 日の時点における児童手当の受給者を特定するための情報として一覧化されるので、その点で問題を生ずるおそれがないか確認する必要がある。

特例給付金の支給業務において、誰が児童手当の受給者であるか特定できるように一覧化された本件各情報は、支給要件の審査に必要な情報である。しかも、支給対象者からの支給申請を待ち、本人の同意を得た上で個別に情報確認をしたのでは、支給が遅延するばかりでなく、実施機関の事務処理がいたずらに煩雑となる。さらには、特例給付金について広報をするだけで、支給対象者からの申請を待つだけでは、特例給付金の存在に気付かず、支給要件も認識していないままの町民が出現するおそれもある。こうしたことを考慮するならば、本件各情報を一覧化した状態で特例給付金の支給業務のために利用する必要性は大きい。

また、本件各情報が、一覧化されたままの状態、実施機関の外部に拡散することはない。すなわち、実施機関は、「個人情報の漏えい……の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずる」よう努めなければならない（町条例第 10 条第 2 項）、実施機関の職員も、「職務上知り得た個人情報」を漏らし、濫用することを禁止されているほか（町条例第 3 条第 2 項）、刑事罰の威嚇を伴う守秘義務を課されている（地方公務員法第 34 条第 1 項、第 60 条第 2 号）。本件各情報が、実施機関の外部に拡散するなどして、これによって本人が困惑を覚え、精神的な被害を被るおそれが生ずるとは考え難い。

それゆえ、児童手当受給者に関する情報を特例給付金の支給業務のために利用することは、特例給付金の支給業務という法律に根拠を有する事務を処理するために必要不可欠な個人情報を本人の権利利益を侵害することなく利用するものであり、町条例第 9 条第 1 項第 4 号に基づき、目的外利用が許容される場合に当たると判断すべきである。

#### （5）本人への通知の必要性

実施機関は、町条例第 9 条第 1 項第 4 号に基づき個人情報の目的外利用をしたときは、「審査会の意見を聴いた上で適当と認めたとき」を除き、「その旨及びその目的を本人に通知しなければならない」（同条第 2 項）。

（4）で説明したように、当審査会は、実施機関が、特例給付金の支給業務を処理するに当たり、本人の同意を得ることなく、児童手当の受給者に関する情報を目的外利用できると判断した。本人の権利利益を侵害することがなく、支給業務の処理を迅速化・効率化できるからである。

しかし、個人情報を目的外利用した旨を本人に通知することにしても、支給業務を遅延させたり、煩雑化させたりするおそれは認められない。例えば、支給申請書中に、当審査会の答申に基づき、児童手当の受給者に関する情報を利用して特例給付金の申請書を作成した旨を明示することによって、個人情報を目的外利用された者の全員に、目的外利用の事実を通知したことになる。

それゆえ、個人情報を目的外利用した旨の本人への通知については、省略する必要性は認められないと判断する。

また、町の行政活動の透明性を高め、町の行政活動に対する信頼を確保する観点からは、特例給付金の支給業務を処理するに当たり、当審査会の答申に基づいて、児童手当の受給者に関する情報を利用して特例給付金の申請書を作成した旨を一般に公表することが望ましいと考える。